

別 紙

平成18年度第3四半期宮城県警察定期監査の状況

1 実施機関

平成18年度第3四半期における県警察の定期監査は、遠田警察署、登米警察署、南三陸警察署、気仙沼警察署、亶理警察署、角田警察署、加美警察署及び鳴子警察署について、財務監査を中心に実施した。

2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況

監査においては、犯罪捜査報償費の捜査員への交付及びその精算に係る支出関係証拠書類の調査・確認、並びにこれら証拠書類と捜査員の勤務関係書類との照合・確認を行った。

調査・確認の結果、支出関係証拠書類の状況は、次のとおりであった。

- (1) 物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には、領収書又はレシートが添付されていた。
- (2) 協力者に対する謝礼として現金を支払ったものについては、ほとんど領収書が徴されていたが、一部は徴されておらず、この場合、捜査員が作成した支払報告書により、その理由等を所属長が確認していた。
- (3) 支払精算書等における、協力者の氏名・住所については、平成17年12月までの執行に係る分が、協力者の保護、協力者と警察との信頼関係、捜査上の秘密等の理由で全てマスキングされていたが、平成18年1月執行分からは、捜査上の支障がなく、かつ監査委員への開示を本人が承諾したものは開示されていた。

(注) 支出関係証拠書類：現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書等

勤務関係書類：勤務整理簿、旅行命令票、運転日誌等

3 捜査員からの聴き取り調査

(1) 実施した機関等

遠田警察署(旧小牛田・涌谷)(10月24日 午後)

・聴き取りした捜査員 4名(刑事課3名,生活安全課1名)

登米警察署 (11月1日 午前)

・聴き取りした捜査員 2名(次長,刑事課1名)

南三陸警察署(旧志津川)(11月1日 午後)

・聴き取りした捜査員 2名(刑事生活安全課2名)

気仙沼警察署 (11月2日 午前)

・聴き取りした捜査員 3名(刑事課3名)

亶理警察署 (11月 7日 午前)

・聴き取りした捜査員 2名(刑事課1名,生活安全課1名)

角田警察署 (11月 7日 午後)

・聴き取りした捜査員 2名(刑事課1名,生活安全課1名)

加美警察署 (11月 8日 午前)

・聴き取りした捜査員 2名(刑事課2名)

鳴子警察署 (11月 8日 午後)

・聴き取りした捜査員 3名(刑事課2名,生活安全課1名)

* 調査を実施した機関は8警察署で、聴き取りした捜査員の総数は20名である。

なお、聴き取り調査は、捜査員1人当たり30分程度行った。

(2) 捜査員の選定方法

聴き取りを行った捜査員の選定については、先に実施する事務局監査において、犯罪捜査報償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し、監査委員の現地監査において、この捜査員の中から、当日業務に支障のない捜査員に対して、聴き取り調査を実施した。

(3) 聴き取り調査の聴取事項

捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認、謝礼金等の受け渡し(接触)場所及び相手の状況等について聴取したほか、その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったか

などについても併せて聴取した。

4 監査の結果

犯罪捜査報償費の執行は、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されており、捜査員からの聴き取り調査等でも、不正を疑わせるような執行は認められなかった。

なお、平成18年1月以降執行分の一部については、協力者の氏名・住所が開示されたことから、その実在の有無を調査したところ、全て実在することが確認された。